

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-1) ワシントン条約 (CITES)

a) 条約の目的・内容

ワシントン条約は、野生動植物の特定の種が過度の国際取引により絶滅の危機に瀕している事実を踏まえ、その国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、生息地における無秩序な採取捕獲を抑制し、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としている。

本条約は、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 / Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora」といい、1973年3月、米国のワシントンで採択されたことから、我が国では通称ワシントン条約と呼ばれている。国際的には、その英文の頭文字を取り、CITES (サイテス) と呼ばれることが多い。

本条約は1975年に発効した。わが国は1980年に加入した。1997年10月現在、締約国数は142カ国である。

具体的には、絶滅のおそれのある野生動植物の種で取り引きの影響を受けているものを、その保護の必要性に応じて条約の付属書Ⅰ～Ⅲの3つの区分に分類して掲載し、輸出入、海からの持ち込みについて規制を行っている。付属書の概要は、図版に示した。

各国は条約に加盟する際、また、付属書の改正があった際には、規制対象の野生動植物の特定の種について「留保」を付すことができることとなっており、締約国は留保を撤回するまで、留保を付した種について非締約国として取り扱われる。

付属書に掲載された種は、生きた動植物ばかりでなく、その卵や種子、さらにその部分品・加工品 (毛皮のコート、ワニ皮のバッグ、象牙細工等) までも原則として全てこの条約の規制対象となる。

b) わが国の取り組み

1) 体制

各締約国は、輸出入許可書等を発行する権限を有する「管理当局」及び管理当局に対し科学的な見地から助言等を行う「科学当局」を指定することになっている。わが国の場合、管理当局は、輸入に関しては通商産業省が、海からの持ち込みに関しては水産庁が当たっている。また、科学当局は、環境庁及び農林水産省が当たっている。

また、条約のより適切な履行を図るため、「ワシントン条約関係省庁連絡会議」が設置され、関係省庁間の協議の場を設けている。構成省庁は議長役である環境庁、通産省、農水省、水産庁、林野庁、大蔵省、外務省、厚生省、内閣外政審議室である。

2) 輸出入規制

わが国におけるワシントン条約に基づく輸出入規制 (水際規制) は、外国為替及び外国貿易管理法、同法に基づく輸出貿易管理及び輸入貿易管理令並びに関税法で実施している。

3) 国内取り引き規制

条約上各締約国に課されている義務ではないが、ワシントン条約に基づく水際規制をより実効あるものにするために、同条約の規制対象種の国内取り引き等を規制する内容を含む法律として「絶滅のおそれのある野生動植物の種の

保存に関する法律」が施行されている。同法では、ワシントン条約付属書 に掲載された種を国際希少野生動植物種に指定し、譲渡し等の規制を行っている。

4) わが国の役割

わが国は、1984年にクアラルンプールで開催されたアジア太平洋地域セミナーで「条約実施状況が極めて悪い」という趣旨の非難決議が採択されるなど、条約の遵守に対し不正実、不熱心な国として国際的に非難されていた。

条約加盟時に日本は9品目について留保を付した。これは、主に条約の規制対象となっている国内産業保護のためであり、留保品目は最多時には14品目にのぼった。

わが国の行動は、野生動植物の大量輸入国、消費国として注目を集めていたが、留保品目が多いことも、上述のクアラルンプールでの非難決議の原因の一つであった。

その非難決議を契機として「ワシントン条約関係省庁連絡会議」が設置され、この場を通じて関係省庁が、留保問題、貿易管理体制等について改善の努力を続けた。

この結果、1995年12月現在クジラ類6品目のみとなり、日本の条約に対する取り組みは、国際的にも信頼を得るようになり、第9回締約国会議では常設委員会議長国に選出された。このことは日本に対する各国の期待の表われであり、今後は、条約の適切な運用と将来に向けて積極的な貢献が必要となろう。

* 1999年12月現在の加盟国は146ヶ国

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約 3-11-1) ワシントン条約 (CITES)

ワシントン条約の規制内容と対象動物種(平成9年9月末現在)

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	559分類群 科として指定 8 属として指定 36 (亜)種として指定 515 (例) ゴリラ、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、コンゴウインコ、シーラカンス、アジアアロワナ、サボテン科(一部)等	275分類群 目として指定 10 (亜)科として指定 22 属として指定 55 (亜)種として指定 188 (例) ホッキョクグマ、トモエガモ、カメレオン、ピラルク等	241分類群 (全て(亜)種として指定) (例) セイウチ(カナダ)、アジアスイギュウ(ネパール)等 *国ごとに指定
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可証が必要 (附属書 III の場合は指定国以外は原産地証明が必要) 	
許条可の件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	
	違法に入手したものでないこと		適切な輸送方法、収容施設(生体の場合)

ワシントン条約事務局 (<http://www.wcmc.org.uk/CITES/eng/append/species.shtml>) の 2000 年 1 月 6 日現在の資料では、附属書 I には 821 種、47 亜種、22 個体群が、附属書 II には 28,993 種、100 亜種、18 個体群が、附属書 III には 229 種、11 亜種、1 個体群があげられている。

(財)国立公園協会編 (1999): 1999 自然公園の手びき、国立公園協会

<http://www.wcmc.org.uk/CITES/eng/append/species.shtml>

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-2) ラムサール条約 (The Ramsar Convention)

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat)」といい、1971年2月2日に、イランのラムサールで、水鳥及びその他の多様な野生生物の生息地として国際的に重要な湿地の保護を目的として、締結された。

その主な内容は、次のとおりである。

締約国は、その国に分布する湿地のうち、生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上、または水文学上国際的に重要な湿地を少なくとも1ヵ所以上指定し、条約事務局が管理する登録簿に登録することが義務づけられている(登録湿地)。

締約国は、その国の制度によって登録した湿地の保全及び利用のための措置を取ることが義務づけられ、また、当該湿地の生態学上の特徴が変化し、またはそのおそれのある場合は、事務局に報告することが義務づけられている。

また対象となる湿地を次のとおり規定している。

- ・天然のものであるか、人工のものであるかを問わず

さらに、

- ・水が濁っているか、流れているか
- ・淡水であるか、汽水であるか、海水であるか、を問わず
- ・沼沢地、湿原、泥炭地、または、水域をいい、
- ・低潮時における6mを超えない海域を含む。

また、特に水鳥の生息地として重要である場合は、

- ・水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの、
- ・島または低潮時における水深が6mを超える海域であって、湿地に囲まれているものを含めることができる。

すなわち、マングローブ湿地、干潟、湖沼、河川、沼沢地、泥炭地、湿地林、水田、ダムなど、およそ水に係る環境の大部分を含んでいる。

日本は1980年10月17日に本条約を批准し、タンチョウの生息地として知られる北海道の釧路湿原を、最初の登録湿地として、その後更に3ヵ所の湿地を相次いで登録した。それらは、ハクチョウ類、ガン・カモ類の渡来地として有名な宮城県の伊豆沼及び内沼、シベリアから飛来し、或いは飛び去るハクチョウ類の渡りの重要な中継地点である北海道のクッチャロ湖、多様な水鳥の渡来地としてかつ繁殖地としても重要な北海道のウトナイ湖である。

その後1993年6月には、ハクチョウ類のわたり渡来地としてさらにはタンチョウの繁殖地として重要な北海道の霧多布湿原、厚岸湖及び別寒辺牛湿原、膨大な数のシギ・チドリ類の渡来地である千葉県の谷津干潟、ガンカモ科の渡来地である石川県の片野鴨池、40,000羽を超す水鳥の渡来地である滋賀県の琵琶湖の5ヵ所が、新たに登録され

ている。1996年3月には新潟県の佐潟が10番目の登録湿地として、1999年5月には沖縄県の漫湖が11番目の登録湿地(干潟としては谷津干潟に次いで2番目)として、登録されている。

本条約は、3年ごとに締約国会議(条約の加盟国の総会)を開催する。締約国会議では各国の湿地の現状や保全活動、条約の履行状況、湿地保全のための国際協力、湿地の賢明な利用などについて、報告と討議が行われる。湿地の賢明な利用とは、湿地に単に保護区を設定し、人の立ち入りを禁止するのではなく、湿地の生態系を損なわない範囲で、湿地を持続的に利用していこうというもので、本条約はこの原則にもとづいている。

また、開発途上国において保護管理を十分行うには財政、技術上の援助が必要であることから、第4回締約国会議(1989年)において「湿地保全基金(Wetland Conservation Fund)」の設置が決定されている。条約事務局では毎年、7カ国の常任委員国、次期締約国会議開催予定国、前回締約国会議開催国などよりなる常任委員会を開き、基金を運営し、各国政府、NGOからの基金を得て、途上国における湿地保全プロジェクトの実施に活用している。

1993年6月には、北海道の釧路で、95カ国から約1200名の参加者を得て、第5回締約国会議が開かれた。この会議では、「釧路声明」を含む9つの決議、15の勧告が採択された。第7回締約国会議は、1999年5月にコスタ・リカにおいて開催された。

2000年1月現在、条約加盟国は118カ国、全世界で1,014カ所、総計約7千3百万ヘクタールの土地が、登録湿地となっている。

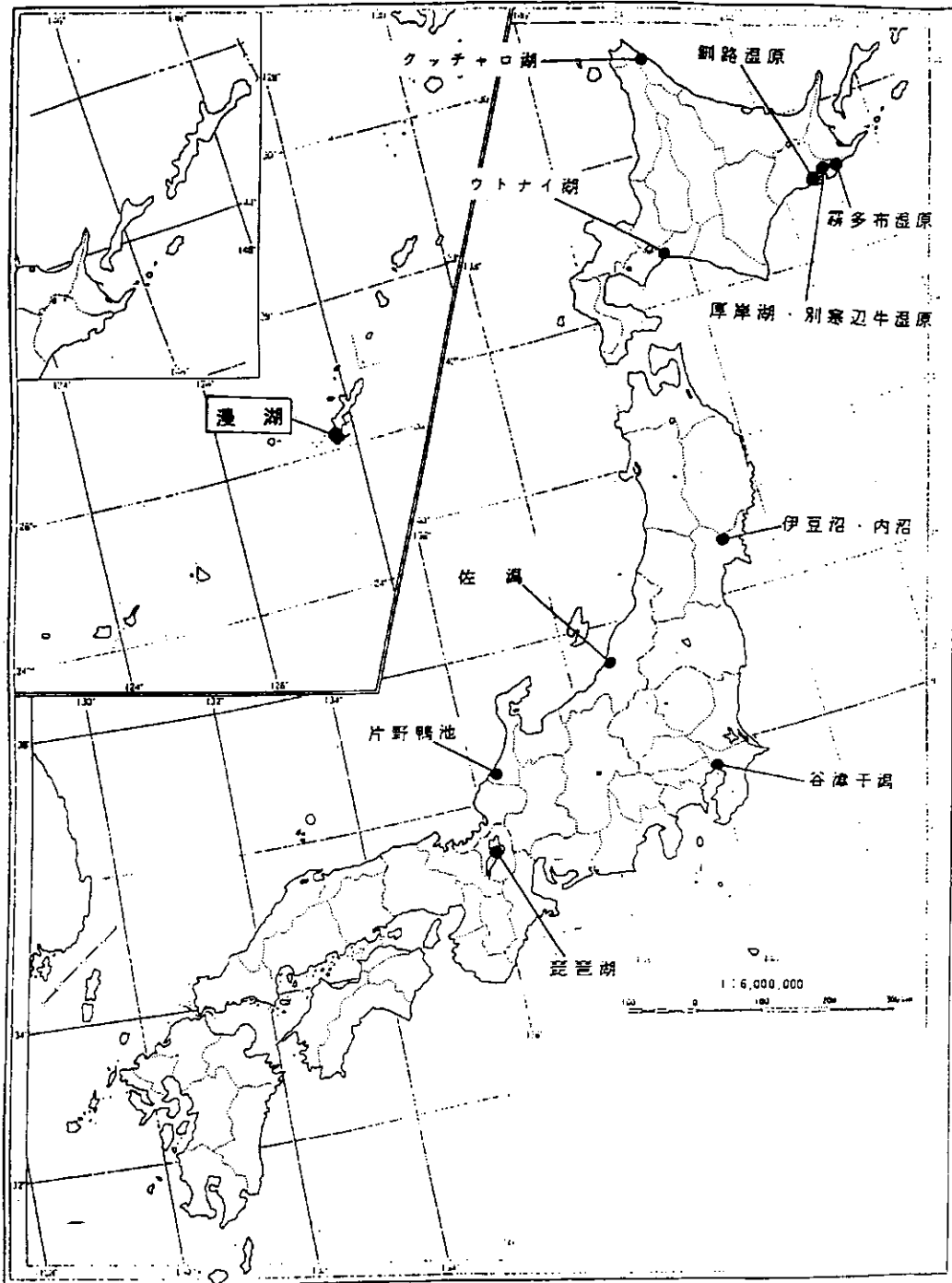
不破 敬一郎 編著(1994)：ラムサール条約、地球環境ハンドブック、朝倉書店

ほかに；山下 弘文(1998)：湿地の保護と共生(ラムサール条約)、自然保護ハンドブック(沼田 眞 編)、朝倉書店

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-2) ラムサール条約 (The Ramsar Convention)

我が国のラムサール条約登録湿地



自然保護年鑑編集委員会編(1996)ラムサール条約とは、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑3、日正社

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-3) 生物多様性条約

a) 条約発効までの経緯

1972年の国連人間環境会議での「人間環境宣言」、さらに10年後の国連環境計画（UNEP）管理理事会特別会合での「ナイロビ宣言」にも野生生物の保護や種の絶滅の脅威について言及がなされている。そして、この国連人間環境会議と前後してワシントン条約（1973年）やラムサール条約（1971年）など野生生物保護のための国際条約が採択されたが、これらの条約は野生生物の国際取引の規制や湿地の保全といった特定の課題に対応したものであった。

そこで、ナイロビ宣言から5年後の1987年にUNEPは「生物多様性」という概念を導入し、野生生物保護に関する包括的な枠組みを設けるための作業を開始した。それから約5年の歳月（計3回の専門家会合と7回の政府間条約交渉会議）を経て、1992年5月、ナイロビでの最終交渉会議で「生物多様性条約」が採択された。さらに同年6月の国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）では、採択された条約にわが国を含む157か国が署名し、会議における重要な成果の一つとなった。

日本からは中村環境庁長官（当時）が出席、調印を行った。その後1993年5月28日、日本は正式に本条約を批准した。条約は1993年12月29日に発効した。

b) “生物の多様性”

この新たな条約は、生態系、生物種、種内（遺伝子）のそれぞれのレベルで生物の多様性を保全し、その持続可能な利用を確保するように求めている。

生物種の多様性

現在、地球上の生物種の絶滅が、かつてないスピードで進行しつつあると指摘されているが、種は一度絶滅すれば再び人間の手で作りに出すことが出来ない。未知のまま絶滅していく種も、その種特有の価値を内蔵しており、なかには医薬品や農作物の品種の開発に役立つなど人類の将来にわたる生存に不可欠な価値が含まれている可能性もある。

また、地球上のすべての種は、人類と地球環境を共有し、生態系を構成する基本的な要素となっていることから、多様な種が生存できるということは地球環境の健全性を示す指標ともいえる。

生態系の多様性

さまざまな生態系が構成するネットワークを維持・回復することにより効果的な野生生物の保護が可能になることはいうまでもない。

種内の多様性

同じ種でも異なる遺伝的形質を持つ個体（個体群）が多く存在することは、人間にとっての有用性の観点からだけでなく、将来の気候変動や病気の発生などに耐え、近親繁殖による活性低下の危険を回避し、その種が安定して存続していくためにも重要である。

c) 条約交渉での議論

条約の主な内容は次ページに示すとおりである。条約交渉の過程で見られた主な論点は以下のとおり；

1．条約の目的

開発途上国は技術移転や資金供与も条約の目的とすべきと主張したが、最終的にはそれらは手段と位置づけられ、目的は3点に整理された（次ページ参照）。

2．保全のための措置

条約案にあった国際的に重要な地域や種を選定し、保全や国際協力のプライオリティーを与えようとするグローバルリストの規定は、開発途上国や一部の先進国の反対により削除された。しかし、各国における保全のために必要な措置は条約上包括的に規定されており、保全面での意義は損なわれていないと評価すべきであろう。

3．遺伝子資源へのアクセスと技術移転

開発途上国の多くは、自国内の遺伝資源を先進国が一方的に利用し、バイオテクノロジーなどの技術を独占しているとの不満を背景に、利益の還元や技術の移転などを強く求め、それらに関する規定が盛り込まれた。一方、先進国側は、特許などの知的所有権の保護が民間企業の技術開発を進めるための必要条件であるとし、知的所有権保護に関する規定も付け加えられた。

4．資金問題

開発途上国は新規の基金の設立を要求、先進国は地球環境ファシリティ（GEF）など既存のメカニズムの活用を主張し、最終交渉でも最大の争点となった。最終的には、意志決定プロセスの透明性の確保など、適切な改革を前提に、GEFを暫定的な資金運営機構とするとともに、このメカニズムは条約の締約国会議の管理・指導のもとに機能することとされた。

- (3) 日本の法制度
- 3-11) 関連国際条約
- 3-11)-3) 生物多様性条約

生物多様性条約の主な内容

-
- 条約の目的 (1条)
 - ① 生物の多様性の保全
 - ② その構成要素の持続可能な利用
 - ③ 遺伝資源から得られる利益の公正で衡平な配分
 - 保全のための措置 (6-14条)
 - ① 多様性保全のための国家戦略の策定, 関連部門の計画・政策への統合
 - ② 重要な地域・種の選定およびモニタリング
 - ③ 生息域内での保全—保護区体系の確立, 生態系の維持回復, 絶滅のおそれのある種の保護など
 - ④ 生息域外での保全—施設下での系統保存, 種の増殖・野生還元など
 - ⑤ 生物資源の持続的な利用・管理
 - ⑥ 経済社会的奨励措置
 - ⑦ 研究, 訓練, 教育, 普及啓発
 - ⑧ アセスメント制度の導入など
 - 遺伝資源へのアクセスと技術移転 (15・16・19条)
 - ① 遺伝資源保有国の主権を認め, 資源へのアクセスは相互に合意する条件に基づく。
 - ② 資源提供国の研究参加を確保し, 資源利用による利益を公正で公平に配分。
 - ③ 途上国への技術移転は, 公正で最も有利な条件 (合意がある場合には特惠的な条件を含む) で行う。技術が知的所有権の対象である場合は十分かつ効果的な知的所有権の保護を認める。
 - 資金メカニズム (20・21・39条)
 - ① 途上国の条約履行にかかわる合意された増加コストを満たすため, 先進国は新規で追加的な資金を供与。
 - ② 無償および譲許ベースで資金を供与するメカニズムを運営する組織を第1回締約国会議で決定。GEFを暫定的なメカニズムとする。
 - バイオテクノロジーの安全性 (8・19条)
 - ① バイテックによる改変生物の利用, 放出のリスクを規制する手段を確立。
 - ② 改変生物の安全な移動, 取扱いの手續に関する議定書を考慮。改変生物の輸出国は, 輸入国に利用, 安全規制などに関する情報を提供。
-

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-4) 砂漠化防止条約

砂漠化とは、砂漠化防止条約によれば、「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含む様々な要素に起因する土地の劣化」である。この場合、土地とは、土壌や水資源、地面の表層や植生などを含む概念であり、劣化とは、降雨や風による土壌の流出や河床への堆積、長期間をかけた自然植生の多様性の減少、土地の塩化など、土地に作用する一つ又は複数のプロセスによって生じる土地資源の潜在力の減少をいう。

主な砂漠化の原因としては、新しい砂漠化の定義の中に明示されているように、地球的規模での大気循環の変動による乾燥地の移動という気候的要因と乾燥地及び半乾燥地の脆弱な生態系の中でその許容限度を超えた人間活動が行われる事によるインパクトという人為的要因の二つが考えられている。

砂漠化の進行により、いったん不毛の砂漠になってしまった土地は、膨大な労力及び費用をかけて再生しない限り元の状態に戻す事は難しく、現在未影響か、ごくわずかしが影響を受けていない土地の劣化を防ぐ事は、劣化した土地を再生させるより、はるかに効率的で、実行可能性を有する対策であると考えられている。

1991年のUNEPの報告書では砂漠化の影響を受けている土地の面積は約36億ヘクタールと報告されている。これは地球上の全陸地の四分の一、世界の耕作可能な乾燥地域(乾燥、半乾燥、乾燥半湿潤地域の合計)約52億ヘクタールの約70%に相当する。また砂漠化によって影響を受けている人口は約9億人で、世界の全人口の六分の一に当たる。

砂漠化の広がりを地域別に見ると、アフリカが約10億ヘクタール、アジアが約13億ヘクタールとこの両地域で世界の砂漠化の影響を受けている土地の面積の約三分の二を占めている。これは両地域で耕作が可能な乾燥地域のうちのそれぞれ73%、71%に相当し、砂漠化問題が両地域の人々の生活を脅かす深刻な問題になっている事がこれらの数字からも明らかである。また影響を受けている面積こそ両地域より少ないが、影響の深刻さではカリブ海諸国を含む南アメリカ地域も同様である。

砂漠化問題への国際社会の本格的な取り組みは、1968年～1973年のアフリカ・サヘル地域の干ばつを背景として、77年に「国連砂漠化防止会議」が開催された事から始まる。この会議では「砂漠化防止行動計画(PACD)」が採択され、各国及び国際機関がとるべき行動についての勧告がなされた。また、この会議を受けてUNEP内に「砂漠化防止計画活動センター」が設置された。

このような対応にもかかわらず、砂漠化はその後止まらなかった。1991年の評価により、原因は砂漠化に関する基礎的な知識が不十分であり、そのために効果的な対策が進められていない事が明らかになった。具体的には砂漠化防止の優先順位が国内的にも国際的にも低かったこと、必要な資金援助が得られなかったこと、砂漠化防止の計画が社会経済の開発計画の中に十分に組み入れられていなかったこと、地域の住民の参加が得られなかったこと、政治的、社会的な原因があるにもかかわらず、技術的な対策のみが重視されたこと、が指摘された。

1992年6月の地球サミットにおいて、砂漠化防止に向けた国際的取り組みは新たな局面を迎えた。すなわち、アフリカ諸国を中心とする開発途上国からの強い主張を背景として、アジェンダ21で、94年6月までに砂漠化防止条約を採択することを国連総会に要請することが決定された。これを受けて、砂漠化防止条約政府間交渉会議（INCD）が設置され、1994年6月の第五回会合において砂漠化防止条約が採択された。

この砂漠化防止条約は、96年12月26日に発効した。条約は、前文及び40条からなる本体並びに四地域（アフリカ、アジア、ラテンアメリカ及びカリブ海、北部地中海）についての地域実施付属書で構成されている。また条約の採択に合わせて暫定措置及びアフリカ緊急行動についての二つの決議が採択された。

この条約によって先進国、開発途上国の別なく取り組みの枠組みが築かれたことに加え、以下の点が非常に重要である。

基本的な取り組みの方向を「原則」として示したこと。

砂漠化の影響を受けている締約国に行動計画の策定を義務としたこと。

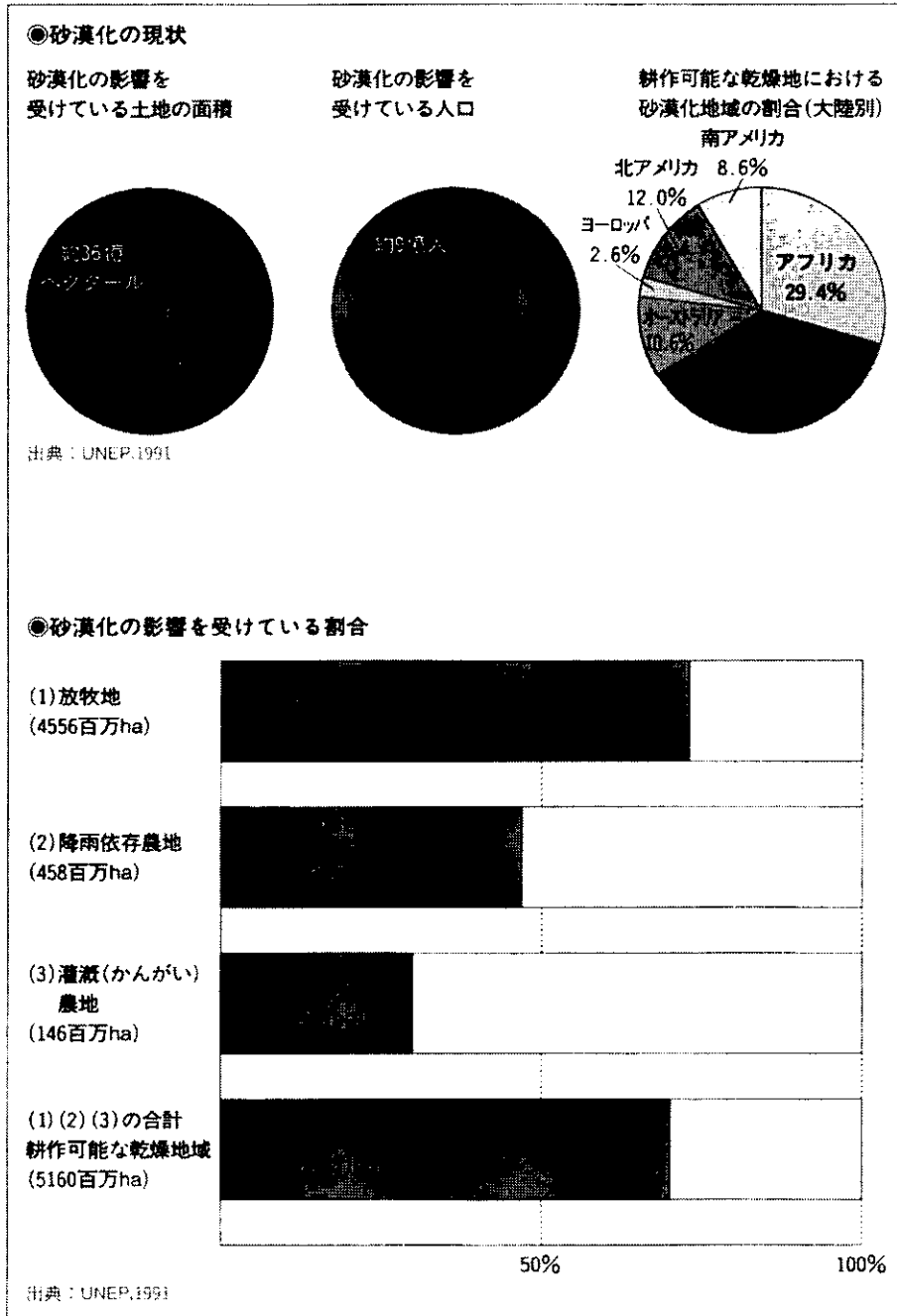
全ての締約国に対して、砂漠化防止対策の取り組みについて締約国会議に報告することを義務づけていること。

資金の提供が中心的な問題として位置づけられていること。

科学や技術に関する情報と助言のための科学技術委員会を設置したこと。

3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-4) 砂漠化防止条約



(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-5) 世界遺産条約

a) 世界遺産条約とは

世界的にも際立ってすぐれた価値を有する文化的資産や自然環境を、人類の貴重な遺産として将来にわたって保護していこうという趣旨のもとに、保護を図るべき「世界遺産」をリストアップし、締約国の拠出金によって作られた世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助することを目的とする多国間条約で、正式には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 / Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage」という。

この条約は1972年11月にパリで開催された第17回ユネスコ総会において採択され、1975年12月に発効した。1998年5月現在、153カ国がこの条約を締結し、総計で552ヶ所が世界遺産としてリストに記載されている。内訳は文化遺産が418ヶ所、自然遺産が114ヶ所、複合遺産が20ヶ所となっている。代表的な遺産としては、例えば、アメリカ合衆国中西部の三大国立公園であるイエローストーン、ヨセミテ、グランドキャニオン、中国の万里の長城、エジプトのピラミッドなどがあげられる。

「世界遺産」は「文化遺産」と「自然遺産」の2種類からなり、次のように定義されている。

・文化遺産

歴史上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物群及び遺跡等

・自然遺産

鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する、特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物等の生息地・自生地及び自然の風景等

b) 遺産条約のしくみ

1. 条約を締結した国が負う義務

自国の領域内に存在する遺産を認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを自国の義務と認識し、そのために最善を尽くすこと。

他の締約国の領域内に存在する遺産を損傷しようとするような措置を取らないこと。

自国の領域内に存在し、かつ世界遺産一覧表に記載することが適当である遺産の目録を世界遺産委員会に提出すること。

2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うこと。

世界遺産基金のためユネスコの主催の下に組織される募金運動に対して援助を与えること。

教育及び広報事業計画等を通じ、自国民が遺産を評価し、尊重するよう努めること。

2. 「世界遺産リスト」への推薦から記載まで

各国から推薦された地域については、世界遺産の登録基準に従いリストへの記載の可否について世界遺産委員会による検討が行われる。その際、自然遺産の場合には、非政府機関であるIUCN(国際自然保護連合)により、文化遺産の場合には、ICOMOS(国際記念物遺跡会議)による審査が行われ、その結果を踏まえて世界遺産委員会においてリストへの記載が決定する。又、リストに登録されている遺産の中で、極度な危機にさらされ、緊急な措置が必要とさ

れる物件については「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録され、世界遺産基金による援助の対象として検討されることとなる。

c) わが国の世界遺産について

わが国は 1992 年に条約に加入し、自然遺産として「屋久島」、「白神山地」を、文化遺産として「法隆寺」、「姫路城」を推薦した。これらについては、1993 年 12 月、第 17 回世界遺産委員会において、世界遺産リストへの記載が決定し、後世へ残すべき高い価値を有すると国際的に認められた。

その後、1994 年 12 月に「古都京都の文化財」、1995 年 12 月に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が文化遺産として記載されたほか、1995 年 12 月には「厳島神社」、「原爆ドーム」が記載された。また、1998 年 11 月には、京都で第 22 回世界遺産委員会が開催された。

d) わが国の自然遺産の保全管理

1) 屋久島、白神山地の自然遺産の概要

屋久島世界自然遺産地域：世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域。

遺産地域は、原生自然環境保全地域、国立公園の特別保護地区及び特別地域、森林生態系保護地域並びに特別天然記念物として、厳正に保護されている。

白神山地世界自然遺産地域：純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異なブナ林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。また、さまざまな群落型更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている。

遺産地域は、自然環境保全地域の特別地区及び野生動植物保護地区、国立公園の特別保護地区並びに森林生態系保護地域の保存地区として厳正に保護されている。

2) 世界自然遺産の保全のための取り組み

世界の宝として将来にわたって両世界自然遺産を継承するため、これまでパトロール、標識等の整備、調査研究の実施、屋久島における世界遺産センターの整備等を進めてきている。1995 年度には、これらに加え、両地域への世界自然遺産生態管理官の配置、白神山地の青森県側における世界遺産センターの整備着手などを行っている。

また、両世界自然遺産地域について適正かつ円滑な管理のため、国及び県の関係行政機関により両地域について連絡会議を設置したほか、1995 年 11 月には、「管理計画」を環境庁、林野庁、文化庁で作成し、世界遺産条約事務局に提出した。

自然保護年鑑編集委員会編（1996）：世界遺産条約とは？、世界と日本の自然は今 自然保護年鑑 3、 日正社
（財）国立公園協会 編（1998）：1998 自然公園の手引き、国立公園協会

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約
 3-11)-5) 世界遺産条約

主な世界遺産の例

アルゼンチン	イグアス国立公園
オーストラリア	グレートバリアリーフ
カナダ	カナディアンロッキー 国立公園群
中国	泰山, 万里の長城
コスタリカ	タラマンカ山脈/ラ・ アミスタド自然保護区
エクアドル	ガラパゴス諸島
エジプト	ピラミッド, アブ・シ ンベル宮殿
フランス	ベルサイユ宮殿, フォ ンテーヌブローの森
ドイツ	アウグスツスブルク・ ファルケンルスト城
ギリシャ	アクロポリス, デルフ イの古代遺跡
ホンジュラス	リオ・プラタノ生物圏 保護区
ハンガリー	ブダペスト, ドナウ城 とドナウ河畔
インド	アジャンタの遺跡, タ ジ・マハール スندگانル・パンス国立 公園
イタリア	ローマの歴史地区, レ オナルド・ダ・ビンチ の最後の晩餐とサン タ・マリア大聖堂
ネパール	サガルマタ国立公園, ロイヤル・チトワン国 立公園

ニュージーランド	マウント・クック国立 公園/フィヨルドラン ド国立公園
パキスタン ペルー	モヘンジョダロの遺跡 クスコの遺跡, マヌ国 立公園
スペイン イギリス	アルハンブラ宮殿 ウエストミンスター寺 院, ロンドン塔
タンザニア	ンゴロンゴロ自然保護 区, セレンゲティ国立 公園
アメリカ合衆国	イエローストーン国立 公園, グランドキャニ オン国立公園, ヨセミ テ国立公園, 独立記念館
ザイール	ビルンガ国立公園, カ フジ・ビエガ国立公園
ロシア	クレムリンと赤の広場

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-6) MAB計画と生物圏保存地域

生物圏保存地域は、特定の条約に基づいて設定されているのではなく、UNESCO(ユネスコ)の「人間と生物圏計画/通称MAB計画と呼ばれる」(MAB: Man and the Biosphere Programme)という国際的な科学計画の一部として設定されるものである。

a) MAB計画

MAB計画は、ユネスコの国際共同事業の一つである。1960年代に国際共同事業として行われた「国際生物学事業計画」(IBP: International Biological Programme)の後を受けて、1971年に開始された。地球上における人間活動と生物圏の関わりを国際共同事業として追跡しようとするもので、25年を経過した今日(1996)もなお継続して活動している。もともとMAB計画は資源と資源システムの合理的利用や保護及び人間居住活動に関する諸問題に対処するため、その科学的基礎の確立と専門家の養成を目的として、研究、研修、デモンストレーション、情報普及などを国際的に実施するための事業として出発した。従って、生物圏における天然資源の保全と有効利用及び環境の保護に関する諸問題の解決に資することを旨とし、関連研究の実施に重点が置かれていた。1970年代前半には14のプロジェクトエリアが設定され、活動が実施されてきた。これら14のプロジェクトについては1990年に外部による審査が行われ、続けるべきか否かについて評価が検討され、以下の3点に活動がしぼられた。

1. 生物圏保存地域(バイオスフェアリザーブ: Biosphere Reserve)のネットワークの開発と利用。
2. 社会・経済の発展と文化的価値の維持を兼ね備えた、生物学的多様性の保護と持続可能な利用の調和のための活動
3. 人材・研究機関の養成、国連・国際機関等のプログラムとの連携・協力の強化。

なお、日本のMAB計画の活動のおもなものは1. 国内学術研究、2. 海外学術共同研究、3. アジア太平洋地域協力、4. 広報活動、などである。

b) 生物圏保存地域(バイオスフェアリザーブ)

生物圏保存地域は、従来型のように重要かつ無比の自然を保護の対象とするのではなく、自然保護の役割に加えて調査、研修、資源の持続的利用など様々な目的を持っており、これら異なった使用目的のために同心円上に区切られたゾーンを基本にしている。すなわち理論上は、生物多様性保護のために人間の干渉を排除したコアエリアを中心において、その周囲に人間の居住や資源利用を多少は認める緩衝地帯(バッファゾーン)を設け、さらに外側には特に境界線は持たない移行地帯があって持続可能な開発活動が進められるというものである。特に重要なのは、生物圏保存地域の極めて重要な構成要素として、人間のその活動を取り上げていることである。

この生物圏保存地域は、IUCNの保護地域の類型に位置づけられており、既存の国立公園などの上に重複登録されているケースも多い。1976年に第1回目として57カ所が登録されて以降、その増加率は決して高くなく、1990年現在の登録個所は71カ国における総計285カ所である。日本では、いずれも国立公園と重複している志賀高原、白山、大台ヶ原大峰山及び屋久島の4カ所、合計11.6万ヘクタールが1980年に登録されている。

これら4カ所は国立公園の特別保護地区が原生自然環境保全地域の全部か一部に含まれ、バッファゾーンとしては国立公園の特別地域か普通地域がそっくり該当する。日本では移行地帯は指定されていない。

c) 日本の生物圏保存地域 / 白山生物圏保存地域

白山国立公園の区域が、1981年にわが国初めてのUNESCO-MAB計画の4つの生物圏保存地域の1つに指定された。国立公園の特別保護地域をコアエリア、残る特別地域をバッファゾーンとした。指定時の紹介文書によると、推薦の理由には、国立公園地域(47,683ha)の内に特別保護地域(17860ha)の部分が37.5%と広いこと、地域の自然保護管理・教育と研究の体制があること、などが強調されている。

この指定は、国レベルでも、地方自治体や地元住民の間でも、近年の世界遺産の指定ほどには、大きな話題にならなかった。その後も、文部省科学研究費「人間の生存と自然環境に関する基礎的研究」の中でいくつかの研究テーマが設けられたが、白山は対象となっていない。また、これといった国民への周知やPR活動は見え、MAB計画を視野に入れた管理や事業の執行や予算付けはなされてこなかった。

白山地域には、国レベルの自然環境保護のための4種の区域設定が重ねられている。以下にそれぞれの面積と概要を紹介する。

1. 白山国立公園・MAB生物圏保存地域(図-1)：面積47,700ha、コアエリア=国立公園特別保護地域(17,857ha)、バッファゾーン=国立公園特別地域(29,843ha)
2. 国設白山鳥獣保護区(図-2)：面積35,912ha、鳥獣保護法に基づく国設鳥獣保護区が、白山の高山帯を全て取り込んで、石川県と岐阜県にまたがる広い区域が指定されている。
3. 白山森林生態系保護区(図-3)：面積14,826ha、保存地区(6,026ha)、保全利用地区(8,800ha)、林野庁が、国有林の中で生態系の保全に必要な森林を設定したもので、全国的に21地域が設定されている。木材生産を放棄し、森林の多様な公益的機能を維持するために、保全しようとするものである。MAB生物圏保存地域のコアの区域内をコアエリアとバッファゾーンの概念を取り入れ、保存地区と周辺をとりまく保全利用地区で構成されている。
4. 白山カモシカ保護地域(図-4)：面積53,662ha、特別天然記念物カモシカの保護を図ることを目的に文化庁によって設定された。

地域の自然を保全するための制度は、これらの他にも「保安林」、「自然環境保全地域」などがある。ここに紹介した各種保護地域の中で、森林生態系保護地域以外は、他人の土地に区域を設定している。いわゆる「網掛け」という、土地所有を保留したままで土地利用規制をかけている現状では、多くの保護地域が重複し、それぞれの区域設定の基準や考え方が異なる。例えば国立公園は地形境を、森林生態系保護地域と保安林は林班界を中心に指定されているなど、不整合な線引きが多い。

現地の管理組織を見ても、国立公園は1人の管理官と4県の自然環境担当部課、カモシカ保護地域は4県の教育委員会など多岐にわたっている。森林生態系保護地域では、岐阜側は名古屋営林局、石川県は大阪営林局管内である。特に動物とその生息環境の保護管理に関しては、どこに責任があるのかあいまいな点が多い。

(3) 日本の法制度 3-11) 関連国際条約

3-11)-6) MAB 計画と生物圏保存地域

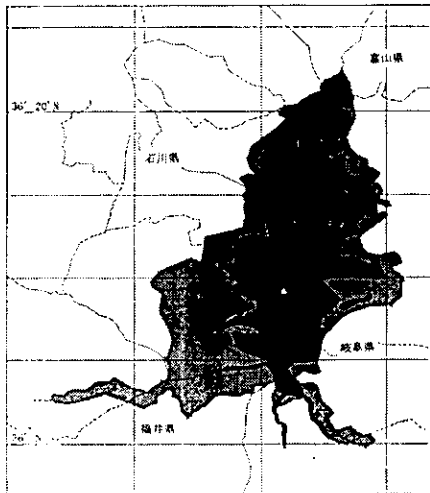


図 2-1. 白山国立公園・MAB生物圏保存地域
 ■ コアエリア=国立公園特別保護地区
 ▨ バッファゾーン=国立公園特別地域

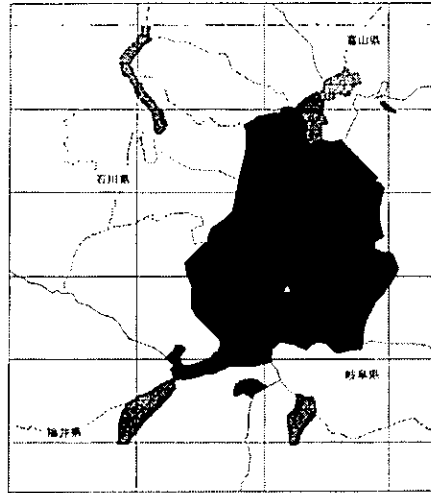


図 2-2. 国設白山鳥獣保護区
 薄い区域は、県設定の鳥獣保護区

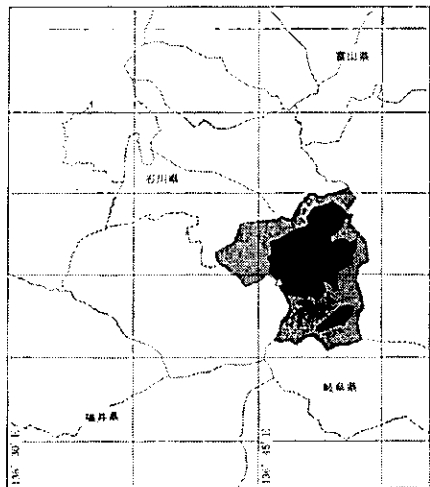


図 2-3. 白山森林生態系保護地域
 ■ 保存地区
 ▨ 保全利用地区

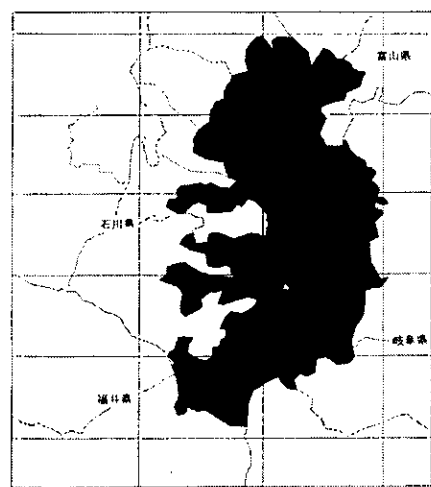


図 2-4. 白山カモシカ保護地域

薄木 三生 (1994): 自然保護地域の種類と設定状況、地球環境ハンドブック(不破 敬一郎 編)、

朝倉書店

有賀 祐勝 (1998): MAB(人間と生物圏計画)、自然保護ハンドブック(沼田 眞 編)、朝倉書店

堂本 暁子 (1997): バイオスフェアリザーブ(生物圏保存地域)と生物多様性、

ワイルドライフ・フォーラム2(4)野生生物保護学会

水野 昭憲 (1996): 白山生物圏保存地域と野生動物保護、

ワイルドライフ・フォーラム2(3)、野生生物保護学会

図/水野 昭憲 (1996): 白山生物圏保存地域と野生動物保護、

ワイルドライフ・フォーラム2(3)、野生生物保護学会

(3) 日本の法制度

3-11) 関連国際条約

3-11-7) 渡り鳥保護のための条約

わが国は渡り鳥の保護、絶滅危惧鳥類とその生息環境などに関し、アメリカ合衆国、オーストラリア、中国（渡り鳥保護のみ）及びロシア（旧ソビエト連邦）との間に2国間保護条約あるいは保護協定を締結している。

a) 日米渡り鳥等保護条約

本条約は1972年に署名され、1974年に発効した。条約の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は190種であり、対象とされる絶滅のおそれのある種(亜種)は67種。

本条約にもとづき、日米両国は2ないし3年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催し、条約の履行状況の評価と、情報の交換を行うこととなっている。

b) 日豪渡り鳥等保護協定

本協定は1974年に署名され、1981年に発効した。協定の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は76種、対象とされる絶滅のおそれのある鳥類(亜種)は36種。

本協定にもとづき、日豪両国は2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催する。1997年に日本（東京）で開催された第9回国間渡り鳥等保護会議では、両国間で前回の保護会議以降に両国が実施した具体的な保護施策に関する情報交換が行われた他、はえ縄漁によるアホウドリの偶発的な捕獲事故を新たな協議事項とすることを合意した。この他衛星発信機を利用したホウロクシギ (*Numenius madagascariensis*) の調査の最新の結果が調査者より報告された。

この他コアジサシの渡りルート解明に関する共同調査、オオジシギの生息状況等共同調査を実施予定。

c) 日露渡り鳥等保護条約

本条約は1973年に署名され、1988年に発効した。条約の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 絶滅の恐れのある鳥類の保護、3) 資料の交換等、4) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は287種、対象とされる絶滅のおそれのある種(亜種)は29種。

本条約にもとづき、日露両国は、2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催する。1996年に日本（東京）で開催された第4回国間渡り鳥等保護会議では、オオワシ (*Haliaeetus pelagicus*) の合同調査結果について日本側より報告が行われた。本保護会議では、さらに同様な合同調査を、今後も実施していくことで合意を見た。

1997年度より、衛星発信機を利用したホウロクシギ (*Numenius madagascariensis*) の調査が実施されている。

d) 日中渡り鳥等保護協定

協定は1981年3月に署名され、同年6月に発効した。協定の主な内容は、

1) 渡り鳥の捕獲等の規制、2) 資料の交換等、3) 環境の保護。

対象とされる渡り鳥は227種。

本協定にもとづき、日中両国は、2年ごとに、二国間渡り鳥等保護会議を交互に開催し、前回の定期協議以降に実施された両国の渡り鳥と生息環境の保護に関する施策について、評価を行うこととなっている。

本協定とは別に、日中両国は世界でも最も絶滅が危惧される種のひとつであるトキ (Nipponia nippon) の保護と飼育下での繁殖に関する協力事業を実施している。

(財)国立公園協会編 (1998) : 1998 自然公園の手びき、国立公園協会
環境庁 編 (1997) : 平成9年版「環境白書、各論」 大蔵省印刷局

日本に生息する野生鳥類

- 留 鳥—国内に常時生息しているもの (スズメ、カラス、ウグイス等)
- 渡り鳥—
- 夏鳥……春季南方地域から繁殖のためわが国に渡来し秋季再び南方へ渡去するもの (ツバメ、カッコウ、オオルリ等)
 - 冬鳥……秋季北方地域から越冬のためわが国に渡来し翌春再び北方へ渡去するもの (ツグミ、ガンカモ類等)
 - 旅鳥……北方地域で繁殖し、南方地域で越冬するため、春秋の渡りの途次一時的にわが国に渡来するもの (シギ・チドリ類等)
 - 迷鳥……わが国には本来渡来しない種であるがアクシデントにより迷い込んできたもの (ミカドガン、ゴマフスズメ等)

渡り鳥の移動図

